

令和8年第2回取手市議会臨時会議事日程（第1号）

令和8年2月16日（月）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第2号 市内小中学校電子黒板の取得について

日程第5 議会運営委員会委員の選任について

日程第6 常任委員会委員の選任について

地方自治法第121条により令和8年第2回臨時会への出席を求めた者及び委任を受けた説明員

1. 出席を求めた者

取手市長	中村修
------	-----

取手市教育委員会教育長	石塚康英
-------------	------

2. 委任を受けた説明員

副市長	伊藤哲
副市長	黒澤伸行
総務部長	吉田文彦
政策推進部長	齋藤嘉彦
財政部長	田中英樹
健康福祉部長	彦坂哲
こども部長	助川直美
まちづくり振興部長	森川和典
建設部長	渡来真一
都市整備部長	浅野和生
会計管理 者	斉藤理昭
会計課長 事務取扱	
総務部 総務課長	土谷靖孝
政策推進部 政策推進課長	篠原慎吾
財政部 財政課長	谷池公治
管財課長	丸山博

教育委員会 教育部長	飯竹永昌
教育次長	松崎剛
保健給食課長 事務取扱	
学務課長	石橋陽一
指導課長	丸山信彦

消防本部 消防長	岡田直紀
-------------	------

令和8年第2回取手市議会臨時会会期日程

日次	期日	曜日	会議	時刻	議事
1	2/16	月	本会議	午前10時	開会、議案上程、提案理由説明・質疑・討論・採決、議会運営委員会委員の選任、常任委員会委員の選任、閉会

取市発第337号
令和8年2月13日

取手市議会議長
山野井隆 殿

取手市長 中村 修

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

記

専決処分第4号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該案件の当事者である市職員に対しては、安全運転管理者及び所属長から、余裕を持った運転を心がけ、安全運転により一層努めるよう指導しました。

専決処分第4号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和8年2月10日

取手市長 中村 修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和7年10月17日午後10時50分頃、取手市白山一丁目地先において、市職員が公用車を市道に駐車しようとしたところ、公用車の前部を駐車場の車止めに接触させ、当該車止めを損傷したものである。

3 損害賠償額 104,500円 (過失割合 市100 : 相手方0)